



No.13

# mi.ra.i.e

つなごう・未来へ

出版に働くものだからこそ、できること

2016年2月10日発行

編集・発行 出版労連（日本出版労働組合連合会）〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2階

TEL 03-3816-2911 FAX 03-3816-2980 E-mail rouren@syuppan.net URL <http://www.syuppan.net/>

## 自由に表現すること



### BPOと岸井成格氏へ不当な攻撃 —放送の自由堅持へ 毅然と対応を

河野 慎二（日本ジャーナリスト会議運営委員）

2015年は、安倍政権によるテレビ報道への介入が異常なまでに強まった一年だった。

NHKは、政権から送り込まれた舛井勝人会長のもと、ニュースの「政府広報」化が一段と進み、民放ではニュースキャスターを標的に放送法を踏みにじる理不尽な攻撃が続いた。

こうした中、放送界の第三者機関「放送倫理・番組向上機構(BPO)」が11月6日、言論・表現の自由を推進する上で画期的な「意見書」を公表した。

BPOは、2014年5月に放送されたNHK「クローズアップ現代」の「出家詐欺」報道について「重大な放送倫理違反があった」と指摘する一方、高市総務相のNHKに対する嚴重注意処分について「放送法が『報道は事実を曲げないですること』などと定めた条項は、放送事業者が自らを律するための『倫理

規範』であり、政府が放送法の規定に依拠して個々の放送番組の内容に介入することは許されない」と断じた。

そして、自民党の情報通信戦略調査会がNHK幹部を呼びつけて説明させたことについても「放送の自由とこれを支える自律に対する政権党による圧力そのものであり、厳しく非難されるべきだ」と批判した。

BPOが、政府・与党を批判するのは初めてで、極めて異例だ。TBS「報道特集」の金平茂紀キャスターは「放送関係者に干渉や圧力への毅然とした姿勢を求めたことを含め、よくぞ言ってくれた。放送人のよりどころとなる」（毎日新聞、11月16日）と歓迎する。

しかし、安倍首相は「単なる倫理規定ではなく法規であり、法規に違反しているのだから、担当官庁が対応するのは当然だ」と強弁、

放送法蹂躪に反省の姿勢を示さない。

問題は、安倍政権がこの BPO 意見書を奇貨とし、放送に対する政府の全面的な介入システムづくりに乗り出していることだ。すでに昨春、自民党は BPO を「お手盛り」と誹謗し「テレビ局がカネを出し合っている機関ではチェックできない」として「独立した機関」設立に言及しており、今回の BPO 意見書を契機にその動きを加速している。

こうした動きと踵を接するかのよう、TBS「NEWS23」アンカーの岸井成格氏を攻撃する意見広告が 11 月 14 日の産経新聞と 15 日の読売新聞に掲載された。岸井氏の「メディアは廃案へ声を上げ続けよう」というコメントを槍玉に挙げ、「放送法 4 条違反の報道」と悪罵を浴びせた。

これは放送法を捻じ曲げた不当極まる攻撃である。放送法 4 条が放送局の自律的努力を求める倫理規範であることは、指摘した通りだ。放送法 1 条は「放送の不偏不党や真実、

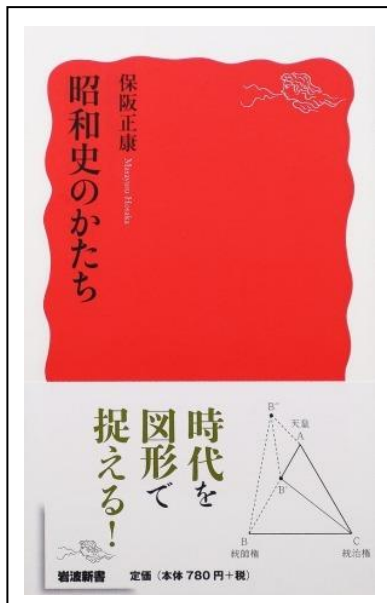
自律の保障」を定めているが、これについて BPO は「放送事業者や番組制作者に課せられた義務ではない。これらの原則を守るよう求められているのは、政府などの公権力である」と明快に指摘している。

岸井氏は 4 月から TBS 専属のスペシャルコメンテーターに就任する。「NEWS23」のアンカーは降板するが、他のニュース番組や報道番組に出演し、解説・論評を続ける。

意見広告に蠢く勢力は、TBS から岸井氏追放を画策したが、その邪悪な狙いは失敗した。しかし、テレビの完全支配を企む安倍政権のもと、攻撃が収まることはないだろう。

BPO は意見書で「放送に携わる者自身が干渉や圧力に対する毅然とした姿勢と矜持を堅持できなければ、放送の自由も自律も侵食され、やがて失われる」と警告している。

TBS をはじめ、全ての放送事業者はこの警告を肝に銘じ、放送の自由を脅かすいかなる攻撃にも、毅然と対処すべきである。



価格 780 円+税  
発行 岩波書店  
東京都千代田区一ツ橋 2-5-5  
03-5210-4000 (番号案内)

## 昭和史のかたち

保阪正康 著

昭和は、62 年と 2 週間。昭和史には人類が体験したほとんどの事象・事件が詰まっている。戦争・敗戦・占領・侵略・戦犯裁判。大日本帝国憲法、日本国憲法。昭和の姿を幾何学的発想を用いて示せないかと著者は考え続けてきた。たとえば、ファシズムなら、「情報の一元化」「教育の国家主義化」「弾圧立法の制定と拡大解釈」「官民挙げての暴力」をそれぞれの辺とする正方形。ファシズム政権は、国民を閉じこめる、正方形をより小さくしようとした。10 章にわたって図形化を試みる。昭和史の可視化はうまくいっただろうか。

戦後 70 年の節目に無自覚な指導者により戦後民主主義が崩れようとしている。そう簡単に崩してはならないとの動きも。昭和史の教訓をいかに次代の人たちに伝えていくか、との著者の思いがこもっている。



## 日本の国際評価を下げた 国連「表現の自由」調査キャンセル

藤田 早苗 (英エセックス大学人権センター フェロー)

2015年12月1～8日に予定されていた表現の自由に関する国連特別報告者、デイビッド・ケイ David Kaye氏の日本公式調査訪問が、日本政府からの要望で突然「来年初以降に延期」された。予定日、約2週間前の「ドタキャン」である。

ケイ氏の前任者フランク・ラ・ルー特別報告者は、2013年11月に特定秘密保護法案の危険性を指摘する公式声明を日本政府に発表し、翌年には自由権規約委員会も同様の勧告を発表している。2014年秋にラ・ルー氏の後継者となったケイ氏も、これらの情報を引き継いで、同法律の影響について関心を示している。ケイ氏は同法の影響や、メディアの独立性などを調査する予定だった。公式訪問後は勧告が発表され、以後フォローアップの対象となる。

国連はすでに昨年7月に公式訪問依頼を通知し、日本政府は8月に暫定的に承諾し10月21日に正式に受け入れを承認し、国連の公式サイトにも告知されていた。にもかかわらず、11月13日に「日程の調整が困難」という理由で12月の訪問の延期をケイ氏に伝えた。ケイ氏は交渉したが進展はなく、直前のキャンセルとなった。

政府は「特別報告者制度に協力するという姿勢には変わらない」というが、新しい日程については「今後、再調整するが、双方の都合のいい時期となると、今の時点ではいつとはいえない」という。「協力する姿勢」だといえながら、具体的な日程は示さないのでは、日本は真剣に対応していないと受け取られて当然である。

加盟国が訪問受け入れの公式承認後にキャンセルするのは極めてまれであるが、留意すべきは、日本政府は国際的な評価を下げたということである。ケイ氏は自身のブログとツイッター(2015.11.17, 11.18)で「落胆した」と日本政府からの要請について明かしているが、それに続いて表現の自由に関して著名な国際NGOのARTICLE19はプレスリリース(2015.11.19)を

発表し、「日本が国連調査団を受け入れようとしな」と聞いて驚いている」「日本のような民主国家にとって、表現の自由に関する査察は問題ないはずで、むしろ優先事項のはずである」という事務局長の言葉を発表している。またその翌日『ウォールストリート・ジャーナル(WSJ)』もARTICLE19のプレスリリースを引用して報道した。

国連と深く関わりをもつ私の同僚の教官や友人も今回のドタキャンに対して「第三世界の国のようだ」と感想を述べる。ケイ氏もTBS ニュースで「日本の今の政府は、以前ほどオープンではないという感覚がある」とコメントしている。WSJによるインタビューでは、「訪問のために日本政府と調整を続けるが、ほかの国の調査訪問もあるし、テーマ別研究もあるので、どうなるかわからない」と答えている。国連でのほかの任務があるだけでなく、ケイ氏はカリフォルニア大学の教授として大学での講義の合間をぬって活動しているのだ。約10日間の公訪問の実現には、受け入れ国側の積極的な協力が必須である。政府の都合で延期したのだから、早急に新しい日程を打診するのが本来あるべき姿ではないのか。

特別報告者が1年に公式訪問できるのはせいぜい1、2か国で世界中のNGOから公式訪問への要請が常に寄せられている。しかし日本との約束があったから、ほかの国の訪問を計画していなかった。そんななかでのドタキャンだったのだ。国連にも他国にも多大な迷惑をかけたことを忘れてはならないだろう。

アムネスティ・インターナショナルなどの日本のNGOは昨年11月25日に外務省と面会しその後記者会見した。いくつかの新聞は記事として取り上げているが、実際まだまだこの問題を知らない人が多い。多くの人がこの問題について認識するように日本のメディアはもっとこの問題を大きく取り上げ、市民団体と共に政府に早期日程再調整を求めていくべきであろう。



## 誰のための・何のための「自由」？ ——ヘイトスピーチと表現の自由をめぐる

岩下 結(ヘイトスピーチと排外主義に加担しない出版関係者の会事務局)

「自由に表現すること」というテーマを前にして、正直、戸惑った。「表現の自由」という言葉をすなおに肯定できなくなった自分がある。

嫌韓本が書店を席卷した2014年に「ヘイトスピーチと排外主義に加担しない出版関係者の会」(BLAR)を立ち上げ、確たる理論も展望もないままに、目の前の現実への対処としてただ取りうる行動を取ってきた。それは、憎悪を剥き出しにするヘイトデモを前に、やむにやまれず抗議の声を上げてきた路上のカウンター行動とパラレルだ。

しかし、その中で繰り返しぶつかる壁が「表現の自由」だった。「確かにヘイト本は醜悪だが、表現の自由があるから仕方ない」「出版人なのに言論・出版の自由を否定するのか」。そうした言葉が常につきまとった。

2015年後半、表現の自由と出版をめぐるいくつかの「事件」が起きた。ひとつがMARUZEN&ジュンク堂書店渋谷店における民主主義フェアの中止だ。本を選びフェアを組むという書店の日常の営みが、「中立性を欠く」とのクレームによって中断と修正に追い込まれた。その判断自体をここでは問わないが、他の書店も含めて、政治的な——ことに現政権に対峙するような——本を推すことをためらう空気を広げたのは間違いない。

一方、逆のベクトルの事件も起きた。SNS上で「そうだ難民しよう！」とシリア難民を貶めて非難を受けた漫画家の同名イラスト集が青林堂から出版された。BLARはこれに抗議する声明を出し、ウェブ署名を募って7864筆を書協など3団体に提出した(1月25日現在8232筆)。さらに刊行直後に記者会見を開き、差別に加担しないよう書店に呼びかけた。急遽設定した会見にもかかわらず会場は満席、10紙以上のメディアが報じた。その効果の有無は現時点ではわからないが、少なくとも業界内から何の声も上がらな

いよりはましだったと思う。

この2つの事件は、左右両派がそれぞれ自分の主張を書店に押しつけているだけなのだろうか？書店は多様な言論の場であり、売れる本を売るだけだとの意見にも一理ある。だが、そこに越えてはならない一線はないのだろうか。

『そうだ難民しよう！』が攻撃するのは難民だけではなく、むしろ大半を占めるのは在日コリアンへの嘲笑的なイラストだ。いわゆる「差別表現」のような無意識の露呈ではなく、明確に特定の民族集団を蔑み、憎悪を煽動している。この先に欧米と同様の移民排斥、さらにはジェノサイド(民族浄化)を見ることは「考えすぎ」だろうか？

憲法に照らしても、表現の自由は唯一の理念ではなく、普遍的な基本的人権を構成する権利のひとつである。人種差別という、人権侵害の極致とは本来相容れないはずのものだ。

言論や表現の自由とはまず第一に、社会の中で立場の弱い者が、強い者と対等に発言する権利である。それが抑圧され、民主的な意思決定の機能を失った社会がどんな愚行をなすか、わずか70年前に私たちは痛感したはずではないか。その結末を思えば、差別や排外感情を放置した代償は、マイノリティに限らず社会全体に返ってくることを認識すべきだ。

言論における強者とは、まず国家権力が最たるものだが、世論への影響力を持つメディアもまた強者の一面を持つ。報道や出版の自由を権力から守ることはもちろん重要だが、他方でその自由を「何のために」使っているのかを問われるのは当然だ。自らの利益のために世の中の偏見を強化し、社会に対立の火種をまくことで、出版メディアもまた誰かの「自由」を奪う存在になる危険性を、真剣に考えるべき時ではないだろうか。





## 辺野古で続く市民の抗議

与儀 武秀（沖縄県マスコミ労働組合協議会議長）

辺野古新基地建設をめぐり、国と沖縄県が互いを提訴する異例さが注目を集める中、名護市辺野古では、防衛省による基地建設の工事が強行されている。2014年末の沖縄県知事選で、辺野古の埋め立てを承認した前知事を約10万票という大差で破り当選した翁長雄志知事は、知事権限や法的手段を繰り出し、新基地建設阻止の姿勢を明確にしている。その背景には、知事を支える多くの県民世論と辺野古で続く市民の抗議行動の存在がある。

名護市辺野古キャンプ・シュワブのゲート前やボーリング調査が進められている海上では、連日多くの市民が詰めかけ、県警や機動隊、海上保安庁と対峙しながら、新基地建設に反対の意思を示している。そのような中、現場では東京の警視庁の機動隊員が投入されるなど、強権的な警備が強化されている。辺野古での市民の抗議は「非暴力の直接阻止行動」と呼ばれる。「非暴力」と「直接行動」は矛盾する表現だが、現場にいとその表現が決して誇張ではないと感じる。「暴力をふるわない」「けが人を出さない」という抗議の方針のもとで、多くの市民が、権力と対峙しながら、毅然とした基地建設の反対行動を展開している。

現場では、早朝から夕方まで、多い時で数百人、少ないときでも数十人が常時詰めかけ、工事車両の進入を阻止し、工事の強行を止めるため、身ひとつで行動に参加し、声を上げる。参加者には、沖縄戦を経験した高齢者、米軍統治下の無権利状態の沖縄で復帰運動を担った退職者のほか、現役の労働者、大学生、高校生、家族連れなど、多くの一般市民の姿もある。雨の日も、寒風の吹く日も、多くの市民が詰めかける現場では、参加者の日米両政府に対する抗議の声のほか、参加者による沖縄の平和を訴える話、歌や三線の音、笑い

声が漏れている。

国と沖縄県とが法廷闘争で対峙する異常な状況で、前知事の埋め立て承認手続きに瑕疵があったかなかったか、裁判で勝つのはどちらか、といった議論が交わされる。だがより重要なことは、行政手続きや訴訟上の判断ではなく、辺野古で端的に見られるように、沖縄の民意がこれ以上の基地負担を許さないという明確な意思を示していることだ。沖縄の過重な基地負担によって日本全体の安全保障が担保されている現状は、明らかに不公平だ。そこに新基地建設を強行するのは、あまりにも理不尽だ。その意思表示が、最前線ではっきりと示されているのが辺野古の現場だ。ゲート前での座り込みの抗議行動が2014年7月から、約1年半（2015年1月現在）にわたり粘り強く継続している背景には、多くの県民からの反対運動への無言の共感もある。

自身も安保法制や反原発の集会に参加する音楽家の坂本龍一さんは、世論調査で沖縄県民の多くが辺野古新基地に反対し、主要選挙でも辺野古反対の候補者が当選しながら、その民意が反映されない現状を踏まえ、市民の抗議について「政府がきちんと法律に基づき、民意に基づいて行動してくれるならばそういうことはする必要はないんでしょうけども。先方がそうしないもんだから。選挙結果もきちんと出している、世論調査のアンケートでも結果もはっきりしているのにそれを無視するんだから、それ以外の他の方法を取らざるを得ないというのは当然のことです」（「沖縄タイムス」2015年11月24日）と述べている。

辺野古の新基地が建設されれば、運用年数は40年、耐用年数は200年との報道もある。民意を無視した強権、平穏な日常を脅かす沖縄の状況が続く限り、市民の抗議が止むことはない。



## 共謀罪と表現の自由

今泉 義竜（東京法律事務所）

### 共謀罪の再浮上

過去3回廃案となっている共謀罪法案について、自民党内から今年の伊勢志摩サミットや2020年東京五輪・パラリンピックの「テロ対策」を理由として検討を求める声が上がっている。ここでいう共謀罪というのは、犯罪を実行していなくても、犯罪について話し合い合意しただけで処罰するという規定を創設するものだ。今の刑法でも、犯罪を実行する前の準備段階である「予備行為」を処罰する規定があるが、殺人・強盗などの重大犯罪に限られている。その「予備行為」よりも前の段階である「共謀」=話し合いそれ自体を一般的に処罰するという規定を一気に広げるというのがこの共謀罪である。

### 政府論拠はすでに破たん

政府や推進論者は「国際組織犯罪防止条約」（2000年採択）を批准するために共謀罪を創設する必要があるのだと主張する。しかし、テロ行為に該当するような犯罪については、すでに実行に至る前の予備行為を処罰する規定は存在しており、「共謀罪」がないことは条約批准の障害にはなっていない。「テロ対策」というのは、ISの起こす事件などで高まる国民の不安感を利用して、長年の共謀罪創設の悲願を実現するための口実に過ぎない。その本当の狙いは、治安体制の強化にあり、秘密保護法、戦争法、共通番号（マイナンバー）制度、盗聴法の拡大などと軌を一にするものである。

### 国民監視が正当化され一般的に

共謀罪の恐ろしさは、共謀を罰することができるという法制度の創設に伴い、共謀罪を立件するという目的のためであれば、捜査機関が国民の「話し合い」を逐一監視することも正当化されるという点にある。これまでは原則として許されなかった盗聴やメール監視、スパイ活動などが当然の捜査手法になってくる。捜査機関による国民の監視、個人情報の収集は正当化され一

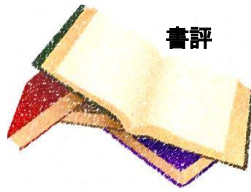
般化する。これまでも労働組合や市民団体、特定政党を公安警察や自衛隊が違法な手段で監視する活動をしてきたことは知られているが、これらが法の名のもとに広範に行われるようになる。たとえば労働組合や市民団体が、会社に対する様々な抗議活動を計画して話し合いをする。この会議参加者を「組織的な威力業務妨害共謀罪」で立件することも可能となる。立件するために会議を盗聴したり組合にスパイを送りこんだりするということも捜査手法として可能となる。仮に刑事裁判で最終的に違法性を欠くとして無罪を勝ち取ることができたとしても、捜査機関による逮捕・勾留によって労働組合や市民団体は壊滅的な被害を受けることとなる。

### 表現の自由を守るために

70余年前、日本では治安維持法等により、特定の思想を持つだけで処罰の対象となった。旅館での出版記念の集合写真が「共産党再建準備の謀議」であったとでっち上げられて出席者全員が逮捕され、出版人・ジャーナリストら60数名が検挙され激しい拷問を受けた横浜事件。共産主義思想の取り締りを名目として、リベラルな表現者、国家権力にとって不都合な表現者は次々と弾圧された。

今また、安倍政権を批判する表現がじわじわと抑圧されている。再び治安維持法の時代が来ないという保障はどこにもない。戦争法、労働法制改悪、医療・介護制度改悪など、安倍政権が進めようとする政策はどれも個人の人権よりもアメリカの利益、大企業の利益を最大限としようとするものである。彼らがそれを強力で押し進めるにあたり、それに対抗し、食い止めようとする表現活動は邪魔でしかない。憲法が規定する表現の自由そのものの改変も狙われている。

参議院選またはダブル選挙をひかえた今年はまだに正念場。表現の自由を守るための「不断の努力」（憲法12条）が試される。



書評

## 『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』

矢部宏治 著 2014年10月 1200円+税 集英社インターナショナル

戦争の記憶は日々遠くなり、いまや憲法を変えずとも日本の戦争参加が可能になってしまった。これからどうやって平和な社会を築き、次世代へバトンタッチしていくのか。

本書は、「多くの国民の声を無視しても原発が再稼働するのはなぜか」、「米軍基地が居座り続けるのはなぜか」、だれもおかしいと思うのに止められない問題を解くカギを、太平洋戦争前後の歴史資料を検証する中で明らかにしようという試みである。

「どんなに反対したって、けっきょく原発は止まらないし、米軍は出ていかないでしょ」と国民に思わせてしまうその理由が、アメリカに逆らうことができない日本政府の姿勢にあり、それはそもそも戦勝国と敗戦国の関係が変わらないからだ、ってことは、現実のい

ろんな場面で実感させられ、なんとなくわかってはいた。本書で、著者は様々な資料を読み解き、実証して見せてくれた（もちろん自分の勉強不足は否定しないが）。さらに著者は、戦後権力構造の「日本国憲法の上位に安保法体系が位置する」歪みを正す方策も提案する。

ところどころ、著者の推測だったはずの記述が断定にかわっていたり、さらなる論証が必要ではないかと思わせる主張もある。しかし、私たちが憲法（変えるにせよ変えないにせよ）を自分たちのものとし、そのもとに平和な社会を築いていくためには欠かせない視点が、本書によって提起されたと思う。

(朝日潤太郎)



なにがなんでも再稼働へ

福島発リレーエッセイ『被災と向き合う日常から』④

## 現実を見ること

吉田 智子（福島県郡山市在住）

あの日のことは今でも覚えています。

販売の仕事をしていた私は、郡山で、いつものように仕事をしていて、店は多くのお客様で賑わっていました。そこに、あの大地震が起き、店内は一気にパニック状態。棚から物が落ちる音、天井から看板が落ちる音、人の悲鳴、外に出れば多くの建物が崩壊し、火災も起きていました。目にするものすべてが今までに経験したことのないことばかりで、言葉では言い表せないほどの恐怖感でいっぱいでした。地震に関しては自分も経験したから語れることがたくさんあります。

しかし、原発事故は、同じ福島県内で起きたことなのに、正直どんな状況なのかわからず、気にはなっていましたが、何をするわけでもなく、普通に郡山で生活をしていました。そして、震災から2年後、双葉町に行く機会があり、中の様子を初めて自分の目で見てきました。そこには想像を絶する世界があり、言葉が出ませんでした。

人も居ない、音もない、あの日のまま時間が止まっていて、同じ福島県とは思えない場所となっていました。目にするものには悲しみを、目に見えないものには、もの凄く恐怖を感じました。その後も2回、同じ場所を見に行きましたが、状況は何も変わっていませんでした。

実際に、このような状況を見ても何もできずにいる自分がいます。しかし、あの事故を忘れないために、これからも現実を見続けなければいけないと思います。一番現実を見ていないのは私たち、福島県の人なのかもしれません。

### ✿ 編集後記 ✿

安倍政権のもと、言論・出版・表現の自由が侵害されているという危機感から、「自由に表現すること」がいかに重要かを今号のテーマとしました。NHK ニュースは政府広報化がすすみ、民放ではキャスターが攻撃される事態が生じました。BPO（放送倫理・番組向上機構）は、番組の公正性を求める一方で政権による報道への圧力・介入を厳しく批判しました。安倍政権下、報道の自由度ランキングは下がり続けています。日本の「表現の自由」を世界はどう見ているのかという視点で、国連「表現の自由」調査のキャンセル問題を検証しています。一方、「表現の自由」の名のもとに、差別と排外感情を助長させ、直接的に人を傷つけることが許されるのか、出版に係わる者として考えなければならないテーマを「誰のための・何のための自由？」としてとりあげました。さらに、沖縄県民を含む多くの市民の反対の声をまったく無視し、強権的にすすめられる辺野古新基地問題について、メディアは「国民の知る権利」に応えているのかという自戒の念も込めて「辺野古で続く市民の抗議」をまとめました。最後に「表現の自由」を抹殺する共謀罪の危険性に警鐘を鳴らしました。（T）